

[学術論文]

貞崇と空海の虚空蔵求聞持法修学説話

The role of Josu in the biography of Kukai

井上 友莉子

Yuriko INOUE

Studies in Humanities and Cultures

No. 33

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 33号

2020年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY

NAGOYA JAPAN

JANUARY 2020

〔学術論文〕

貞崇と空海の虚空蔵求聞持法修学説話

井上 友莉子

目次

はじめに

- 一、空海と勤操の関係をめぐる記述
- 一一、「有書」についての一考察

- 一二、「沙門」勤操の成立

- 二、貞崇の経歴とそれに關する史料

- 一一、貞崇と火雷天神

- 一二、朱雀天皇の護持僧

- 一三、貞崇の僧綱をめぐって

- 一四、貞崇の僧綱を辞す表の検討

- 三、空海の虚空蔵求聞持法修学説話の成立

- 三一、承平元年太政官符における二人の年分度者

- 三二、承平元年太政官符と空海の虚空蔵求聞持法修学説話

- 三三、勤操と聖宝をつなぐ僧願曉

むすび

要旨 空海卒後まもなく、『続日本後紀』に空海の卒伝が記された。そこには「時有沙門」。呈示虚空蔵聞持法」とあり、

空海に虚空蔵求聞持法を伝えた僧の名は明らかにされていない。

しかし、後世『二十五箇条遺告』や『弘法大師行状集記』など多くの空海の伝記が作成され、いつの頃からか「沙門」が三論宗僧勤操とされるようになる。なぜ三論宗僧が空海の師とされたのか。それには、真言宗寺院でありながら、三論宗と深い関りを持つていた醍醐寺が関係していると考えられる。本稿は、醍醐寺僧の中でも、三論宗の年分度者を初めて醍醐寺に置いた貞崇に注目し、虚空蔵求聞持法修学説話の成立過程とその意義について述べる。

井上 友莉子

キーワード：空海、勤操、聖宝、貞崇、醍醐寺、三論宗、虚空蔵

求聞持法

はじめに

空海（七七四～八三五）の伝記には種々のものがあるが、その中で

『続日本後紀』に卒伝として収められているものが、現在一番信憑性が高いと評価されている⁽¹⁾。その後は、この卒伝を基礎として、大師信仰の広まりや真言僧による解釈、領地拡大の際の根拠づけなどの時代の必要性に伴い、平安時代を通じて多くの空海伝や、空海に仏託した御遺告の類が作成されてきた⁽²⁾。虚空蔵求聞持法修学説話も

同様で、時代に従い内容が変容していった。空海に虚空蔵求聞持法を授けたのは、「一沙門」から「石淵贈僧正」(勤操)となつたのである。なぜ三論宗僧である勤操(七五四～八二七)が空海の師とされるようになったのか。本稿では、この説話の成立に関わったと推定される醍醐寺僧貞崇(八六六～九四四)に注目し、虚空蔵求聞持法修学説話の成立過程とその意義について述べる。

一、空海と勤操の関係をめぐる記述

空海の伝記の一つに、経範(一〇三一～一〇四)著『弘法大師行状集記』がある。これは、空海に関するあらゆる話や書状を集めて、内容を項目立てて整理しなおしたもので、その項目数は一〇三条に及ぶ⁽³⁾。写本は醍醐三宝院に康永二年(一三四三)のものと、高野山正智院に寛政三年(一七九一)のものが現存している。

『弘法大師行状集記』(4)の「行^二求聞持法^一得^二法靈驗^一条第十一」(以下「条第十一」と略記する)には、

有書曰、延暦十一年壬申、年十九、爰大師石淵贈僧正、召^二率大師^一、發^二向和泉國槻尾山寺^一、於此剃^二除髻髮^一、授^二沙彌^一戒^二威儀^一、名稱^二教海^一、後改稱^二如空^一。

有書曰、遂逢^二石淵贈僧正^一、受^二大虛空藏等并能滿虛空藏法呂^一、入^レ心念持^ト乃至、或上^二阿波大瀧嶽^一修行、或於^二土左室生門崎^一寂暫^ト心觀^ト、明星入^レ口^ト。虛空藏光明照來、顯^二菩薩之威^一、現^二佛法之無^一。厥苦節也。^ト…

とあつて注目される。傍線部は『二十五箇条遺告』と同内容で、空海が石淵贈僧正に率いられて和泉国槻尾山寺で受戒し、名を教海と称し、後に如空と改めた、というものである。この話に出てくる「教海」と「如空」は、空海と名乗る前の法名である。この法名は『二十五箇条遺告』には記されているが、『続日本後紀』の卒伝や寛平法皇(八六七

とあつて、空海に虚空蔵求聞持法を受けたのは「石淵贈僧正」だとある。では、ここに出てくる「有書」とは、何を指すのだろうか。

一・一、「有書」についての一考察

『弘法大師行状集記』の中に「有書曰」で始まる項目はいくつかある。例えば「御生土条第一」「俗姓条第二」「依^レ幼稚之時^ト奉^レ帰^ト」、「三宝^二条第四^一」などがそれで、空海の出自から幼児期の項目は、ほぼすべての条が「有書曰」から始まる。これらの出自から幼少期の話は、多くの空海伝に載っているから、そこから「有書」を特定することは困難である。しかし「御出家条第九」(以下「条第九」と略記する)という項目には、

(九三二) の『請賜諡号表』にはもちろん、寛平七年（八九五）成立の『贈大僧正空海和尚伝記』や、『二十五箇条遺告』から発展して作成されたという『太政官符并遺告』『遺告諸弟子等』など、十世紀から十一世紀初めの比較的早い段階で作成された空海の伝記類には登場しない^⑤。「条第十二」の傍線部は『二十五箇条遺告』と記述が一致しているから、『弘法大師行状集記』の「有書」は『二十五箇条遺告』を指している可能性が高いと考えられる。

ただし、ここに一つ問題がある。『二十五箇条遺告』には、空海が授戒した年自体は明記されていないが、その前段に「朝暮懺悔及于二十年」とあって、槇尾山寺での授戒は延暦十二年（七九三）の二十歳のことだとされている。『弘法大師行状集記』以降に成立した『弘法大師御伝記』（一一八年成立）や『弘法大師行化記』（十二世紀前半成立）なども、同様に二十歳で授戒したとされている。一方「条第十一」には「延暦十一年壬申、年十九」とあって、一年早く十九歳で授戒している。この授戒の年がどの文書を参考にしているのか、現段階では不明である。しかし、そうした相違はあるにせよ、「条第九」「条第十一」とともに、内容は『二十五箇条遺告』とほぼ同じであること、さらに「条第九」に引用される「有書」に登場する空海の法名を合わせて考えると、「有書」とは『二十五箇条遺告』だろうと考えられる。

一二、一沙門II勤操の成立

『二十五箇条遺告』では、虚空藏求聞持法を空海に授けた僧は石淵贈僧正とされている。一方、『続日本後紀』^⑥の空海卒伝にも同様の話があるが、そこの記述は、

十八遊ニ學槐市。時有ニ沙門一呈ニ示虛空藏聞持法。其經說。若人依レ法。讀ニ此真言一百万遍。乃得ニ一切教法文義諳記一。於レ是信ニ大聖之誠言一

となつていて、虚空藏求聞持法を受けた人物は「沙門」とだけある。また、寛平法皇（八六七～九三二）が空海に大師号を賜ることを奏上した表には、

求下附ニ沙門一受中一學虛空藏聞持法上、遂出ニ龕門一經ニ行山林。躋ニ攀阿國大瀧岳、勤ニ念土州室戸崎。谷不レ惜レ響、明星來影。

とあって、やはり「沙門」としか記されていない^⑦。寛平法皇とは、宇多天皇のことである。宇多天皇は寛平九年（八九七）に醍醐天皇へ譲位した後、真言僧の益信（八二六～九〇六）について出家し、自ら造営した仁和寺に止住して初代門跡となつた人物である。宇多天皇以前にも、上皇や天皇が受戒することはあつたが、それは在家信者でもできる菩薩戒であった。一方、宇多天皇は具足戒を受けており、これは正式に比丘となつたことを意味する^⑧。さらに、宇多天皇は真言

密教の正当な繼承者となるための伝法灌頂を、東寺において受けており、自身も弟子を持つて灌頂を授けるなど、一人前の真言僧として活動していた⁽⁹⁾。この上表文も、僧としての活動の一環であろう。上奏文が作成されたのは延喜十八年（九一八）八月十一日のことであり、その約二か月後の十月十六日には、觀賢（八五四～九二五）が同じく空海に大師号を賜らんことを奏上している。その上表文でも、特に勤操は登場せず、延喜十八年には勤操が空海にこの法を受けたとする説話はまだ発生していなかつたと思われる。

『弘法大師行状集記』では、「条第九」において、空海の授戒についても石淵僧正が槇尾山寺において授けたとされている。得度受戒に関しては、『続日本後紀』の空海卒伝に「年卅一得度。」とだけあり、延喜十八年の上表文にも「於東大寺戒壇院、受三具足戒。時年三十一。」とあつて、勤操の名は全く登場しない。

以上より、これら勤操にかかる説話は、延喜十八年以降の成立であり、説話の成立には、勤操を空海の師として登場させたいという意図が感じられる。そうであるなら、説話の成立に、真言宗だけではなく、勤操の本宗であつた三論宗が携わっていた可能性が想定される。

では、三論宗と真言宗は、どの時点で接点を持つに至つたのか。それには、醍醐寺の草創が関連していると考えられる。醍醐寺を開いた聖宝（八三三～九〇九）は、もともと三論宗・東大寺を本宗・本寺としていた。しかし、三十代後半から真言宗へ傾倒するようになり、「三論兼真言」を本宗として醍醐寺を開くに至つた。承平元年（九三一）、

醍醐寺では座主の貞崇の奏上によつて、初めて三論宗と真言宗の年分度者が各一口ずつ置かれるようになった。この時、真言宗の寺院として運営されていた醍醐寺が、三論宗僧を置くようになったのである⁽¹⁰⁾。そこで私は、空海卒伝の中に表れる三論宗僧の勤操に関する説話の成立には、醍醐寺僧であり、かつ三論宗を醍醐寺の表舞台に出すほど重要な視した貞崇が関わっているのではないかと考えるに至つた。

本稿では、まず古記録から貞崇に関する史料を集め分析を加え、貞崇が朝廷とどのような関係にあつたのか、またなぜ貞崇がわざわざ三論宗の年分度者を醍醐寺に置くこととしたのかを考察する。次いで『二十五箇条遺告』における勤操に関する説話が、貞崇を中心として成立した可能性について言及したい。

二、貞崇の経歴とそれに関する史料

武内孝善氏による『国史大辞典』「貞崇」の解説では、貞崇は貞觀八年（八六六）に誕生し、幼くして惠宿の室に入つて密教を学び、延喜二年（九〇二）に聖宝より伝法灌頂を受けた。同十六年（九一六）、醍醐天皇の御代に内供奉十禪師、次いで延長五年（九二七）には護持僧となり、以後十七年間、醍醐・朱雀天皇に仕えた。延長六年には東寺に入り、延長八年に醍醐寺座主となつた。初代醍醐寺座主・觀賢の入寂後、醍醐天皇が本願となつて下醍醐の造営が進められていたが、同年九月に天皇が崩御し、残された塔堂の整備は貞崇を中心に進められ、

醍醐寺及び醍醐寺教団の成立に貞崇が果たした役割は、大なるものであつたという⁽¹¹⁾。

また、永村眞氏によると、醍醐寺座主であつた貞崇の奏上によつて、三論・真言宗各々一口の年分度者が置かれるようになつたという。永村氏は、その根拠として義演准后（一五五八～一六二六）の『醍醐寺新要録』所載の、承平元年の官符を引いて、この時初めて三論僧が醍醐寺に置かれるようになり、真言宗を「本学」、三論宗を「末学」とする「顕密兼学」が始まつたと指摘している⁽¹²⁾。

武内氏は、鎌倉末期成立とされる『東寺長者補任』や元禄十五年（一七〇二）成立の『本朝高僧伝』を中心に、貞崇が寺の管理職や僧綱に就いた年をまとめている。また永村氏が根拠として使用した『醍醐寺新要録』も、醍醐寺に保管されていた文書をまとめたものではあるが、江戸時代に成立したものである。そこで今回、国史や古記録等、貞崇と同時代の史料を用いて、改めて貞崇がどのような人物であったのかについて明らかにしていきたい。

二・一、貞崇と火雷天神

諸史料より貞崇に関する記述を抜き出してまとめるに、表1のようになる。史料上初めて貞崇の名が出るのは、『醍醐天皇御記』延長六年（九二八）のことである⁽¹³⁾。ここに、

仰二左大臣、以二醍醐寺延性法師貞崇法師、為二内供奉十禪師。

とあつて、この時内供奉十禪師となつたことがわかる。次いで『吏部王記』延長八年（九三〇）六月二十九日条には、

清涼殿霹靂之後、貞崇法師候二清涼殿之時、聞二大人足音。是邪神之所レ為也云々。大般若經御讀経、燒一損邪氣足一之由、稻荷明神告一貞崇法師一給事、

とある⁽¹⁴⁾。『日本紀略』や『扶桑略記』によると、この三日前の六月二十六日、清涼殿において干ばつに対処するための話し合いを行つていたところ、そこに雷が直撃したとある。この落雷事件により、藤原清貫や平希世など、集まっていた多くの公家に死傷者が出ており、醍醐天皇（八八五～九三〇）も体調を崩して臥せてしまつた⁽¹⁵⁾。後年この事件は、昌泰四年（九〇一）に藤原時平の策略によつて大宰府へと左遷された、菅原道真（八四五～九〇三）の祟りだとする説話が発生する。

貞崇は、予後不良となつた醍醐天皇のために清涼殿で加持祈祷を行ふこととなつたが、この時の伝説めいた話は橋成季編『古今著聞集』卷第一の三にもみえる⁽¹⁶⁾。延長八年六月二十九日、貞崇が勅によつて清涼殿で經典を読誦していたところ、大なる人の足音が聞こえた。御簾を上げて覗いてみたが、外には誰もいない。更に読誦を続けてい

(井上 友莉子)

ると、今度は小人の足音が聞こえる。その足音はだんだん近づいてきて、ついには女の声で「なんのためにここにいるのか。」と問い合わせてきた。貞崇は、勅によつて伺候しているのだと答えた。すると小人は、「先の大般若波羅蜜多經の読誦には驗があつた。最初に来た大人は、邪神であり、その經の力により足が焼き損じられ、調伏された。その後の金剛般若波羅蜜多經には効果がなかつた。大般若經の讀經に勤めよ。我は伏見の稻荷神なり。」と言つて消えてしまつたというものである。この説話において現れた「邪神」がどのようなものかは明示されはないが、延長八年六月二十九日という日付から、菅原道真と関係があると考えられる。

稻荷神のいう『大般若波羅蜜多經』⁽¹⁷⁾は、護国經典として古くから読誦されている經典である。この經典を転誦する法会を『大般若會』といい、始まりは和銅七年（七〇八）まさかのぼる。内田敦士氏は、『大般若波羅蜜多經』を転誦する法会を催す場について、文徳朝（八五〇～八五八）および清和朝（八五八～）初頭では天皇の御在所であったが、その後大極殿や紫宸殿といった公的な政治の場に移っていくことを指摘し、天皇の私的な仏事という意味合ひだつたものが、やがて鎮護国家的な性格を強めていったという⁽¹⁸⁾。一方、『金剛般若波羅蜜多經』は、あらゆるものに執着してはならないことを説く經典である⁽¹⁹⁾。田村円澄氏によると、奈良時代以前において、この經典は祈病や死者追善のために読誦されており、天平七年（七三五）には、太宰府から広まつた天然痘の滅除のために大宰府の觀世音寺で読誦させ

ている例もみえる⁽²⁰⁾。吉田一彦氏は、奈良・平安時代前期の人々にとって、病とは鬼神が引き起すものであり、その鬼神に対処するため、「不可思議」な力を持つと考えられた般若系の經典（『金剛般若經』や『大般若經』など）が読誦されたということを、『続日本後紀』承和二年（八三五）四月三日条の勅から指摘している⁽²¹⁾。貞崇も、醍醐天皇の祈病のため、通例通り『金剛般若經』を読誦していたが、この邪神を滅するには至らなかつたようである。

ところで、『古今著聞集』には貞崇と道真に関連する説話がもう一つある。卷二の四十四「貞崇法師火雷天神と問答の事」は、醍醐天皇が崩御した翌年、承平元年の話である。貞崇が東寺で經を読んでいたところ、大きな亀が出てきた。貞崇は、ただならぬものとして無視しこれ、「昨日はお前と話がしたいと思つていたが、お前は私のほうを見な一心に經を唱えていたところ、しばらくすると雷が光り、亀は天へと消えていつしまつた。翌日、火雷天神（菅原道真）が貞崇の前に現かれ、「昨日はお前と話がしたいと思つていたが、お前は私のほうを見なかつた。不本意なことだつた。」という。貞崇は「昨日は大きな亀を見ましたが、崇神だとは思いませんでした。ただ、雷が天へと昇つて行つたので、不思議に思いました。」と答えた。道真は「私は生前の悪心によつて、今苦を受けている。我的姿を見よ。」と言う。見ると、上体が雷のようになり、腰から下は鮫のような色になつていて。そして「腰から下が、常に悪心の炎が燃えており、成仏できずにいる。六月にまた内裏へ参ろうと思う。」と言つて姿を消したというものである。この説話で、道真は「六月にまた内裏に参ろう」と発言している。つまり、

承平元年よりも前の六月に、道真が内裏に出現したことが暗に示されている。それは延長八年の六月の一連の出来事を指している。

二二、朱雀天皇の護持僧

醍醐天皇は、延長八年九月二十二日に朱雀天皇（九二三（九五二）に位を譲つたのち、二十九日に崩御し、醍醐寺の北に位置する山科陵に埋葬された。『吏部王記』や『貞信公記』²²をみると、貞崇が醍醐天皇の葬儀や四十九日法要に出席していることがわかる。『吏部王記』延長八年十一月十五日条には、

皇后奉^二、為先帝御^{七夕}日^一、於^二醍醐寺^一設^二法會^一。公家仰^三所司^二、准^二御^一齋會^二供^二奉之^一。伝聞其儀（中略）請^二七僧^一（講師尊意、説師貞崇、呪願基繼、

とあって、四十九日法要の際に読師を勤めている。また、承平元年九月二十四日条にも、

今上奉二為先皇御周忌於醍醐寺修御斎會。(中略)其請僧、

とあつて、醍醐天皇の一周忌法要でも読師を勤めている。

『貞信公記』によると、貞崇は、醍醐天皇の周忌法要の約一年後に

『貞信公記』によると、貞崇は、醍醐天皇の周忌法要の約一年後にあたる、承平二年（九三二）九月十三日に律師に補任されている。その後、朱雀天皇の即位に際し、貞崇は天皇の護持僧となり、權少僧尊へと昇進した。『本朝世紀』天慶元年（九三八）八月一十七日条に、

權律師法橋上人位貞崇波。御即位時與り始天。朕躬ヲ●護持シ奉レ仕
「有リ。今毛亦以二至誠一天。晝夜爾專不怠須。」同權少僧都尔任賜

という護持宣言がある⁽²³⁾。「護持宣言」とは、その名の通り護持僧に任命する際に出される宣旨で、堀裕氏によつて用いられた用語である⁽²⁴⁾。本稿では堀氏に従つてこの名称を使用することとする。護持僧とは、天皇に近侍し、夜の間聖体護持のために加持を行う僧のことである。

貞崇は、護持僧となる前後の承平七年（九三七）と天慶二年（九三九）に御斎会に参加しており、その様子は『吏部王記』にある。

『吏部王記』承平七年一月十四日条

御斎会、了^二参入^一。(中略)申刻、王公入^二南廊東戸^一就^レ座。衆僧入^二内戸^一昇^二、殿東面階^一就^レ座、律師貞崇進散^二香水^一、平願読^二僧名^一。論議了^了。

『吏部王記』天慶二年一月十四日条

右少將良岑朝臣義告衆僧參入由。即酉一刻、參^ニ上綾綺殿^一、裝束一如清涼殿旧儀。但東西變隨殿便。少僧都貞崇散^ニ香水

一、律師仁教讀^一交名^一、論議了。賜^ニ施物^一云々、

御斎会は、南都三会の一つである。毎年一月八日から七日間執り行われる宮中行事で、大極殿（のちに清涼殿）において『金光明最勝王經』を講じさせ、国家の安寧を祈願した法会である⁽²⁵⁾。一月十四日の最終日には、天皇の御前で高僧が経文について論争する内論議が行われる。『吏部王記』によると、この時貞崇は、論議が行われる前に、その場を清める加持香水の役を勤めたという。これは僧綱にしかできない役の一つである。貞崇は、護持宣命の前年と翌年に加持香水の役を勤めており、宮中行事を担う重要な僧の一人となっていたことがわかる。

二・三、貞崇の僧綱をめぐって

貞崇の僧綱就任については、実は史料間に齟齬がある。先に見た天慶元年（九三八）の護持宣命には、「権律師法橋上人位貞崇」と出てくる。しかし、その前年である承平七年の御斎会の記事には「律師貞崇」と出てくる。貞崇はいつの時点で権律師から律師となつたのか。

『貞信公記』承平二年九月十三日条には「貞崇於^ニ律師^一、并^(弁リ)日

公家為^ニ明日行事^一、欲下於^ニ七ヶ寺^一修^ニ中諷誦^上、而ト^ニ不吉^一。仍令^ニ貞崇律師祈願^ニ云々、

とあり、朱雀天皇が、賀茂川へ行幸のため、七ヶ寺に諷誦を行おうとしたが、不吉という結果が出たため、貞崇律師に祈願させたところ。もう一つは『貞信公記』天慶元年六月二十二日条で、

五畿七道高名神五十四社、可^レ奉^ニ各度者一人之状、貞崇律師^ニ祈申^ニ有^ニ告文^一

とある。この数日前から地震や大雨など自然災害が続いたので、この日貞崇に高名な神社五十四社に各々度者一名を奉ることを申し上げさせ、これによつて災害を鎮めようとした。どちらの記述も、貞崇は律師となつてゐる。『貞信公記』の（権）律師補任の記事から『吏部王記』の賀茂川行幸のために祈願した記事までは、一ヶ月ほどしか空いてお

の「律師」に「権律師」と傍注を付してゐるが、この傍注は、妥当なものなのだろうか。

承平二年から護持宣命によつて権少僧都となつた天慶元年八月二十七日までの約六年の間、貞崇が出てくる記事は二点ある。一つは『吏部王記』承平二年十月二十四日条で、

らず、その間に貞崇が権律師から律師になつたとは考えづらい。『貞信公記』の記事は、底本の記述が正しく、実際に承平二年に律師へ補任されていた場合、権律師という僧綱が使用されている文書は、『本朝世紀』の護持宣命のみとなる。貞崇は承平二年の時点ですでに律師に補任させていたと本稿では考えておきたい。

二・四、貞崇の僧綱を辞す表の検討

『扶桑略記』によると、天慶六年（九四三）七月五日、高齢となつた貞崇は、僧綱の職を辞して山中に帰りたい旨を天皇に上表した⁽²⁶⁾。この上表文から、貞崇の足跡が明らかになるところがあるので、詳しく述べておきたい。

少僧都貞崇上表。作者文時。右貞崇、去昌泰二年、謝東寺廿僧一、依レ有本願一、籠金峰山之邊一、結構一新草堂一。三十餘年、更絕出山之思一。一生之間、欲遂臥雲之志一。而延長五年頻蒙恩詔一、俄候禁闈一。厥後于今十七箇年、勵朽邁之愚性一、奉二代之明時一、偏忘煙霞之舊栖一、忝沐雨露之厚恩一。（中略）望請殊蒙慈恩一、罷歸本山一、將送餘喘一。若留露命於草庵一、過霜資於松岫一、則拭一心之觀月一而遙添金輪之曉光一、廻六時念珠一、而弥祈玉辰之遐筭一。貞崇誠惶誠恐謹言。真言宗東大寺。左京人三善氏。

ここに「作者文時」とは、菅原文時（八九八？～九八二）と考えられる。文時は、菅原道真の長男である高視の次男として誕生した。名家に生まれた文時であつたが、昌泰四年（九〇二）には、祖父の道真が太宰府へ左遷され、高視も土佐国へと左遷されてしまう。高視は延喜六年（九〇六）に帰京が許され、以後本官に復しているが、延喜十三年（九二三）に亡くなつた⁽²⁷⁾。

祖父は配流され、若くして父も亡くした文時が初めて官職に就けるようになつたのは、『本朝文粹』に「天慶五年對策及第、天慶五年是歲ノ條参看。歴内記十餘年、仕辨官九箇年」とあるように、天慶五年（九四二）、四十四歳のことである⁽²⁸⁾。真壁俊信氏は、『政事要略』天慶六年五月二十七日条に、「少内記菅原文時」とあるのが、史料的に見て、彼の官歴に関する初見であると指摘している⁽²⁹⁾。内記は、詔勅や宣命の作成等を担当する役職のため、能筆の者が選ばれる。文時もまた、漢文に優れ、上表文や詔勅の作成などに活躍した人物であった。貞崇の上表文が作成されたのは、『政事要略』の記事の約一ヶ月後であるので、この上表文は文時が少内記の時代のものである。

これによると貞崇は、昌泰二年（八九九）に東寺二十僧を辞退し、本願を遂げるべく金峯山の近くに庵を構え、その後三十年間山に籠つて修行した。しかし延長五年（九二七）、ありがたい詔を承り宮中に出入りするようになつた。その後十七年にわたり醍醐・朱雀二代の天皇に仕えたが、老齢となつたため、本山である金峯山に帰りたいといふ

割注に「真言宗東大寺。左京人。三善氏」とあるから、真言宗の僧であり、東大寺で出家したことがわかる。三善氏といえば右京の三善氏が有名で、『新撰姓氏録』をみると、右京三善氏に三善清行（八四七～九一九）がいる³⁰。清行は、文章博士や大学頭を歴任した平安中期の漢学者であり、子には寛平法皇の弟子にして天台宗僧の淨藏（八九一～九六四）がいる。一方左京三善氏は、『類聚符宣抄』に

太政官符民部省 外改姓名

応レ改レ姓「名」左少史正六位上錦宿祢時佐事

男十三人 〔本貫左京三條三坊〕

女五人

今請「三善朝臣姓」

（中略）

貞元二年五月十日

れている。承平七年（九三七）九月に書かれたという醍醐寺開祖の聖宝の伝記『醍醐寺根本僧正略伝』には、「金峯山建レ堂、并造居高六尺金色如意輪觀音、并彩色丈多門天王、金剛藏王菩薩像」。とあり、聖宝が金峯山で山林修行に励んでいたことがわかる³¹。この事跡により、後年聖宝は修驗道当山派の開祖ともいわれるようになる。貞崇も、東寺を辞したのち、約三十年あまり金峯山に籠つて山林修行に励んでいる。佐伯有清氏は「空海の宗教活動の原点となつた山岳修行を聖宝は一段と発展させ、それを受け継いだのが貞崇であつた」と評価しているが³²、それは金峯山でのことであつた。聖宝と貞崇、三論宗の関係については、次節で詳しく述べる。

貞崇は僧綱を辞した翌年、鳳閣寺で卒去した。『東寺長者補任』には、七十九歳で卒したがあるので、生年は貞觀八年（八六六）となる。

以上、諸史料から貞崇の経歴を整理してみると、次のようになる。

貞觀八年（八六六）に左京を本貫とする錦宿祢の家に生まれた貞崇は、年代は不明だが東大寺で出家を果たし、真言宗僧として活動を始める。そして、昌泰二年（八九九）には東寺二十僧を辞退して金峯山に籠り、山林修行に励むようになつた。東寺二十僧というのは、もともと東寺の僧ではなく、夏中に東寺で止住して衣食を給与され、修行を終了すれば東寺の要職に任せられる選良僧のことである³³。『東寺長者補任』をみると、貞崇は東寺で順調に出世を果たし、天慶五年（九四二）に東寺長者に任命されているから、初めから辞退していたわけではなく、

僧綱を辞した貞崇は、その後金峯山の近くにある鳳閣寺（鳥栖寺）に隠棲した³⁴。金峯山は古くから山林修行の聖地の一つとして知ら

そこから三十年あまり経た延長五年（九二七）、醍醐天皇の詔によつて

宮中に入りするようになった。翌六年には醍醐天皇の内供奉十禅師

に任じられ、延長八年（九三〇）には体調を崩した天皇のため、内供

奉十禅師として清涼殿において加持祈祷を行つた。そして醍醐天皇崩

御の直前、朱雀天皇の践祚に伴い、朱雀天皇の護持僧に任じられた。

醍醐天皇崩御後は葬儀や四十九日、周忌法要に参加し、法要の読師を

勤めた。承平二年（九三二）には律師となり、その後、朱雀天皇の治

世において行われた御斎会において、散華香水の役を勤めるなど、宮

中行事にも参加するようになる。その後は僧綱においても順調に出土

し、天慶六年（九四三）に僧綱を辞す表を奉る時点では、少僧都に補

任されていた。僧綱を辞した後は、金峯山付近の鳳閣寺に隠棲し、翌

七年卒去した。

三、空海の虚空藏求聞持法修学説話の成立

三一、承平元年太政官符における二人の年分度者

醍醐寺に初めて真言宗と三論宗の年分度者が設置されたのは、元慶元年（八七七）のことであつた。『醍醐寺初度真書』にその時の太政官符が掲載されている。

太政官符治部省

応レ置「醍醐寺年分度者二人」事

三論宗一人

可レ修ニ学孔雀經一部 尊勝真言一卷 三十七尊札懺一卷

真言宗一人

可レ修ニ学法花經一部 最勝王經一部 仁王經一部

右、彼座主十禪師伝燈大法師位貞宗奏状備、法鏡円、照三世一

（崇）

而澄レ影、玄門広方、通ニ八正而導得レ迷。故抱其流者、窄測ニ

浅深ニ、向其跡者、難識ニ遠（近脱カ）一。無レ得ニ而称其唯正覺

歟。先帝雖ニ万乘之尊、深信ニ三車之喻、東山之脚建ニ仁祠」。

不レ改ニ一名於ニ旧峯」。遂定レ醍ニ酬於ニ新額」。（中略）大納言正

三位兼行右近衛大将陸奥出羽按察使藤原朝臣仲平宣、奉レ 勅依レ

請者、省宜承知依レ宣行レ之、符到奉行、

承平元年六月三日

『醍醐寺初度真書』は、鎌倉時代末期の正和二年（一二一三）～同四年（一二一五）に起つた東大寺と醍醐寺の本末論争の際に、東大寺の主張に對して醍醐寺が一回目に反論した文書である。写本は、真福寺文庫所蔵、東寺所蔵のものがあり、さらに東寺所蔵のものを大正五年に影写したものが、東京大学史料編纂所にある。今回は『真福寺善本叢刊』により真福寺文庫の史料を参照した。書写者は、真福寺所蔵聖教中の筆跡と照合したところ、助業業頼心とされている⁽³⁶⁾。

(井上
友莉子)

一一二

この太政官符の貞崇の肩書（傍線部）「彼寺座主十禪師伝燈大法師」

論一卷、釈「尊」摩訶衍論一部十卷一

一声明業一人

応^レ書^一誦梵字真言大仏頂及隨求等陀羅尼^一

右、一業人、応^レ兼^一學大孔雀明王經一部三卷^一

から、彼が承平元年六月時点にすでに醍醐寺座主であったこと、また天皇の内供奉十禪師を勤めており、伝燈大法師位の僧位にあつたことがわかる。前章でみたように、貞崇は延長六年（九二八）正月六日に延性と共に内供奉十禪師に任じられている。また『貞信公記』承平二年（九三三）九月十三日条に、律師になつたとあるから、承平元年時点では、「伝燈大法師位」であつた可能性が高い。よつて、この太政官符の貞崇の肩書には信憑性がある。

次に、二重線部の年分度者が学ぶべき經典についてみてみると、三論宗の年分度者が修するべき經典は、『法華經』『最勝王經』『仁王經』とある。これらは國家鎮護の三部經で、奈良時代から重要視されているものである。一方、真言宗度者が修するべき經典は、『孔雀經』『尊勝真言』『三十七尊札餗』とある。その前例として参考すべきなのが、『類聚三代格』⁽³⁷⁾に収める次の太政官符である。

承和二年正月廿三日

ここで空海は、南都の六宗と天台宗は帝やその臣下によつて寺が建立され、年分度者を賜り、田園の利稻を布施され、それを寺の運営費に充て、各宗派に分かれて學習し、教えを師資相承している。これに對して、真言宗は流傳してから日も浅いため、帝からの後ろ盾もなく、弟子もいないと述べる。そして、弘仁十四年（八二三）十一月十日の太政官符を引用して、真言僧五十人が東寺に止住しているから、七宗

太政官符

応^レ度^一真言宗年分者三人一事

一金剛頂業一人

応^レ學^一十八道^一尊儀軌及守護國界主陀羅尼經一部十卷^一

一胎藏業一人

応^レ學^一十八道^一尊儀軌及六波羅密經一部十卷^一

右、二業人、応^レ兼^一學州七尊札餗經一卷、金剛頂發菩提心

の申し出は勅許された。『続日本後紀』承和二年（八三五）一月六日条にも、「大僧都伝灯大法師位空海奏曰、依弘仁十四年詔、欲令真言宗僧五十人住東寺」とあり、その半月後の承和二年（八三五）

一月二十二日条には、「大僧都伝燈大法師位空海上表請レ度」真言宗年

卷、尊勝真言一卷、十八道一卷、菩提心論一卷、卅七尊札
懺文一卷、法花經一部八卷、最勝王經一部十卷、仁王經一部二
部二卷上

三論宗一人

分僧三人」。許之。」とあって、真言宗に年分度者三人を賜ることを許されたとある。よつて『類聚三代格』の太政官符は、空海の奏上によつて初めて真言宗に年分度者が許された時のものである。年分度者三人のうち、金剛頂業、胎藏業を学ぶものは『三十七尊礼讃』を修学させ、声明業を学ぶものは『大孔雀明王經』を修学させるとある³⁸。

右法律法橋上人承俊奏状稱、件寺、贈皇后存生之日、為令誓
二、護天皇陛下（醍醐天皇）所建立也、伏願、天裁准
淨福寺例置年分度者二人：

延喜五年九月廿一日

『三十七尊礼讃』は、正確には『金剛頂經金剛界大道場毘盧遮那如来自受用身内証智眷屬法身異名仏最上乘秘密三摩地礼讃文』といい、不空訳のものがある³⁹。金剛界三十七尊に対して礼拝・懺悔する法を説いたもので、空海の『御請來目録』には不空訳「金剛頂瑜伽三十七尊禮一卷四紙」があり、ここから空海がこれを日本へ請來したことがわかる。

また、延喜五年（九〇五）に承俊（？～九〇六）が勸修寺に年分度者を賜ることを許可した太政官符⁴⁰には、

太政官符

応下以勸修寺為定額寺并置中年分度者一人上事
真言宗声明業一人

可下讀二、習梵字悉曇及諸書、兼中、學大孔雀明王經一部三

とあって、『孔雀明王經』と『三十七尊礼讃文』のほかに『尊勝真言』がみえる。ここに『尊勝真言』は『仏頂尊勝陀羅尼經』のことである。

仏陀波利が唐へ請來した經典で、日照三藏法師訳や西明寺順貞訳がある⁴¹。こちらも『三十七尊礼讃』と同様、空海の『御請來目録』に『佛頂尊勝陀羅尼傳序一卷』とある。

なお、勸修寺は、昌泰三年（九〇〇）に醍醐天皇が生母・藤原胤子追善のために創建した勸願寺で、この寺にも真言宗のほかに三論宗の年分度者を置き、法華經、最勝王經、仁王經を修学させていたことがわかる。平安時代中期の真言宗は、顯教の中で三論宗を特別視しているところがある。空海に仮託されて著され、十世紀中に成立したと考えられる『二十五箇条遺告』には、三論宗についての言及が多くみら

れる。九世紀後半は三論宗を本宗とした聖宝が活躍していた時代であり、その影響があつたものと考えられる。

三・二、承平元年太政官符と空海の虚空蔵求聞持法修学説話

この承平の太政官符によって、醍醐寺に初めて三論宗の年分度者が置かれた。ではなぜ貞崇は、醍醐寺に三論宗の年分度者を置こうとしたのか。また、なぜこの承平元年というタイミングで請奏したのであらうか。

ここでまず、この太政官符の時期について考えたい。第二章でみてきたように、延長八年（九三〇）には醍醐天皇が崩御し、朱雀天皇が践祚した。そして、朱雀天皇の即位に際し、貞崇は護持僧に補任された。その翌年にこの太政官符が出されたことを考えると、年分度者を請奏して認められたのは、醍醐天皇崩御の後の法会勤修の功、および貞崇が朱雀天皇の護持僧になつた功によるものと考えられる。

次に、三論宗の年分度者を置こうとした理由についてだが、この問題について考えることによつて、空海の虚空蔵求聞持法修学説話の成立を考察する上でも、得るところがあると見える。それというのも、三論宗僧である勤操が登場する説話を作つたのは、貞崇を中心とした醍醐寺僧だと考えられるからである。

三論宗僧の年分度者を求めた理由は様々あると思われるが、一つには、真言宗の寺である醍醐寺において、開祖である聖宝の本宗であつ

た三論宗を兼学することの正当性を主張するためだと考えられる。また、三論宗分の年分度者を認めてもらうことよつて、寺僧の人数を増やし、寺院の発展を目指したと考えられる。

この三論宗兼学の必然性をより強固なものとしようとして、空海と三論宗僧の勤操とを関係させる説話が創られたと考えられる。三論宗僧の中で、なぜ勤操が選ばれたのかという点については、空海が存命中の時代に、高名であり、最も優秀な三論宗僧が勤操であつたこと、および実際に空海と親交があつたことから⁴²、勤操に仮託されたものと思われる。

加えて、勤操は秦氏の出身である。秦氏とは、日本に初めて虚空蔵菩薩信仰を伝えた氏族である⁴³。虚空蔵求聞持法とは、インドから唐に招かれた善無畏（六三七～七三五）が、開元五年（七一七）に初めて漢訳した經典で、一種の暗記法である。そのほかにも、虚空蔵菩薩を扱う經典には、仏陀耶舍訳の『虚空蔵菩薩經』、曇摩密多訳の『虚空蔵菩薩神呪經』や『觀虛空蔵菩薩經』、闍那崛多訳の『虛空孕菩薩經』、不空訳の『大虛空蔵菩薩念誦經』や『大集大虛空蔵菩薩所問經』など数多く存在する⁴⁴。そこでは、虚空蔵菩薩の白描画に向かつて、百日間百万遍虚空蔵菩薩の真言を唱えて結願すれば、聞持不忘の力を得ることができるとされ、その力は難解な仏教教理を理解しなければならない僧にとって大変魅力があつたという⁴⁵。また、虚空蔵求聞持法を修する為には、空閑静處、山頂樹下等で行う必要があつたため、山林修行と結びつき、その後の修驗道成立の一要素となつた。菌田香

融氏は、法相宗では、護命（七五〇～八三四）が吉野にある比蘇寺（現・靈鷲山世尊寺）にこもり、虚空藏求聞持法を修めたといい、これが「自然智宗」の成立だという⁽⁴⁶⁾。このように、山林修行と虚空藏求聞持法の関係は深い。また、第二章でも述べたが、三論宗を本宗とした聖宝も山岳修行を好んで行い、後に修驗道当山派の開祖といわれるようになった。もちろん『虚空求聞持法』も修したことだろう。それは金峯山において貞崇にも受け継がれた⁽⁴⁷⁾。

三・三、勤操と聖宝をつなぐ僧願曉

ところで、平安時代前期に願曉（？～八七四）という元興寺の僧がいる。当時の元興寺には、法相系と三論系の僧がいたが、願曉はそこに三論系の僧として止住していた⁽⁴⁸⁾。願曉の著書に、『金光明最勝王經』の注釈書『金光明最勝王經玄枢』⁽⁴⁹⁾がある。その序文には、

昔者故僧正大安寺勤操法師、吐瓊葩於辯囿、影縛鸚林、撫玉柄於談叢、風生鹿野。（中略）元興寺有願曉法師。夙登真地。深入慧門。（中略）恨先達之發念無レ成。慙後學之背レ本從レ末。注集三論宗義。

とあり、勤操が優れた人物であることを言葉を尽くして述べ、その後本来の教えに背き、僧らが後に派生した教えに従つていてる状況を遺憾

とし、願曉が三論の宗義を注集したとある⁽⁵⁰⁾。この序文は、「従四位下文章博士兼播磨權守菅原朝臣」（菅原道真の父・是善、八一二～八八〇）によるものである。是善は、承和十二年（八四五）三月に文章博士となつており⁽⁵¹⁾、齊衡二年（八五五）には正五位下から従四位下⁽⁵²⁾、貞觀二年（八六〇）には従四位上に昇叙している⁽⁵³⁾。その間の天安二年（八五八）には播磨權守に任せられているので⁽⁵⁴⁾、序文の作成時期から考えて、『金光明最勝王經玄枢』が作成されたのは、天安二年九月から貞觀二年十一月の約二年の間ことがわかる。当時は、最澄によつて伝来した天台宗と、南都六宗が対立していた時期である。

古坂紘一氏によると、『金光明最勝王經玄枢』の内容は、慧沼や憬興らの法相宗僧の註釈や三論宗僧である吉藏の書を引用し、願曉の独自の見解を加えたものになつてゐるという⁽⁵⁵⁾。三論宗僧でありながら、多く法相宗側の注釈書を引用して著述した背景には、当時の法相宗の隆盛があつたと考えられる。

一方三論宗は、飛鳥・奈良時代を通じて国家の仏教に多大な影響を与えていたが、平安時代に入ると衰微する傾向にあつた。三論宗は、元興寺・法隆寺・大安寺の三つの寺院に別れて学派を形成していたが、桓武天皇は大安寺を中心に三論宗の復興を行つた⁽⁵⁶⁾。勤操は、その大安寺に止住しており、願曉は元興寺の薬宝だけではなく、勤操について三論を学んだ。

その後、願曉は聖宝の師となつた。前章でも触れた『醍醐寺根本僧正略伝』には「生年十六、貞願寺真雅僧正出家得度、爰初属元興寺

(井上 友莉子)

元曉律師同寺円宗僧都受_二・学三論法文_二とある。また、東大寺と本末論相時に作成された『醍醐寺初度陳状案』⁽⁵⁷⁾には「村上天皇御

代承□□□□□□□日、并同四年九月廿九日被レ下_二・官符_一、被レ置_三真

平元年六月三

言三論兩業於_二當寺_一畢、況亦根本僧正、受_三彼宗於_二元興寺_一元曉_二・円宗兩師之間_一、當寺之相承全非_二東大寺之三論_一とある。この本末論争は東大寺側が文書を提出することから始まり、醍醐寺と一度の応酬を行つた後、一応の終結をみた。二度目の東大寺側の主張である『東大寺重訴状案』には「聖寶僧正值_二彼寺願曉_一・円宗等_一、伝_二此法_一之間、以_レ之廻_二邪推_一歟」とある。『醍醐寺根本僧正略傳』や『醍醐寺初度陳状案』の傍線部「元興寺元曉」は、「願曉」とは漢字が異なつてゐるが、『東大寺重訴状案』同様、同門である円宗(?)・八八三と併記されていることから、「願曉」のことと間違いない。

以上より、説話的な要素を極力省いて三論宗の付法の系譜を表してみると、勤操—願曉—聖宝—貞崇となる。勤操が空海に虚空蔵求聞持法を受けたかどうかは明らかではないが、勤操が秦氏として、他の僧以上に虚空蔵菩薩を信仰し、その法脈が願晓を通じて聖宝へ、さらに山林修行の後継者として貞崇へと受け継がれていたことは確かであろう。これらの理由から、空海に虚空蔵求聞持法を受けた僧として仮託するに相応しい僧は、勤操以外にいなかつたのではないかと考えられる。

むすび

空海の初期の伝記や遺告は、その成立時期がほとんど明らかになつてゐない。これを明らかにするためには、本稿で試みたように、伝記や遺告に記される説話を分解し、個々に成立時期や成立過程を考察していくことが重要であると考える。

本稿では、三論宗僧の勤操が空海の師であり、虚空蔵求聞持法を授けたとする説話の成立時期とその意義について論じた。まず、この空海の虚空蔵求聞持法修学説話の成立には、真言宗と三論宗が接点を持つ醍醐寺が関与していると推測し、とりわけ承平元年の官符によつて醍醐寺に三論宗の年分度者を置いた貞崇が、大きな役割を果たしたのではないかと考えた。このような観点から、貞崇の経歴を同時代の諸史料より明確にすることで、なぜ貞崇が三論宗の年分度者を奏上したのかを考察した。すると、貞崇が約三十年間金峯山に籠るほど山岳修行を重要視していたこと、またその山岳修行は、師であり三論宗僧であつた聖宝より色濃く受け継いでいたことが明らかになつた。

山岳修行には、虚空蔵求聞持法も含まれる。平安時代から鎌倉時代にかけての金峯山の様子を伝える根本的な史料に、『金峯山創草記』がある。ほとんどは、平安時代の事柄で構成された文書であるが、一部に後嵯峨法皇(一二七二年没)に関する記事や、弘安元年(一二七八)に後宇多天皇の勅定で堅義が始まった記事が載つてゐる。成立時期は

鎌倉時代後期と推定されている^{5,8}。内容は、①金峯山草創の諸縁起を列挙し、②山内諸神の本地③顕密の仏事④諸社諸堂の勤事⑤山上の事⑥代々帝王帰依の事⑦代々帝王から贈られた經・仏の事⑧臣下帰依の事⑨僧侶帰伏の事を、年代順に羅列的に記したものとなつてゐる。

その中の⑨僧侶帰伏の事には項目名のとおり、金峯山に帰伏した僧の名が、二十七名列記されている。真言宗僧はそのうちの三分の一にあたる九名であるが、空海、真雅、真濟、益信などの名立たる僧に交じつて、貞崇の名もみえる。もちろん、勤操と聖宝の名も含まれております。

後世の文書ではあるが、このことは貞崇が聖宝より正当に虚空藏求聞持法を含む山岳修行を受け継いでいたことの証左と考えられる。

この聖宝と貞崇の山岳修行を通じた繋がりが、勤操を空海の師として登場させる大きな要因となつた。なぜなら、聖宝の山岳修行の法脈を遡ると、願曉を挟んで勤操に辿り着くからである。勤操は、空海在世中の最も著名な三論宗僧であり、実際に空海と面識もあつた。醍醐寺に三論宗の年分度者を置く正当な理由を欲した貞崇にとって、これほど空海の師としてふさわしい僧は他にいなかつただろう。このように、空海の虚空藏求聞持法修学説話は、

①空海の『三教指帰』や『続日本後紀』にある空海卒伝に、「一沙門」より虚空藏求聞持法を伝授されたという事実が記されていること
②勤操は虚空藏菩薩を厚く信仰していた泰氏であり、実際に空海とも親交があつたこと

③聖宝は、勤操の弟子である願曉を介して山岳修行と結びついた虚空

藏菩薩信仰を受け継いでおり、それを貞崇も受け継いだこと
④貞崇が、真言宗僧でありながら、醍醐寺において師・聖宝の本宗を兼学する正当な理由が欲しかつたこと
という四つの条件が重なることによつて、生まれたのではないか。

注

(1) 弘法大師空海全集編輯委員会『弘法大師空海全集 第八卷』筑摩書房、一九八五年

(2) 空海の卒伝や遺告は前掲注(1)、長谷川宝秀『増補改訂弘法大師全集 第二輯』吉川弘文館、一九一〇年、塙保己一『続群書類從・第八輯下』続群書類從完成会、一九七八年等がある。伝記や遺告の成立年について

は、多数の論文がある。守山聖眞『文化史上より見たる弘法大師傳』国書刊行会、一九七三年、五來重「弘法大師伝説の精神的意義(上)」『密教研究』七十八号、一九四一年)、五來重編『高野山と真言密教の研究』名著出版、一九七六年、白井優子『空海伝説の形成と高野山—入定伝説の形成と高野山納骨の発生—』同成社、一九八六年、上山春平『空海』朝日選書、一九九二年、武内孝善『弘法大師空海の研究』吉川弘文館、二〇〇六年、辻本弘「空海入定留身説話の形成に関する一考察」『日本語と日本文学』四六号、一〇〇八年)、俵谷和子『高野山信仰と權門貴紳—弘法大師入定伝説を中心にして』岩田書院、一〇一〇年等
(3) 守山聖眞『文化史上より見たる弘法大師傳』
(4) 前掲注(2)、塙保己一『続群書類從・第八輯下』所収

(井上
友莉子)

- (5) 空海の伝記や遺告の成立年については様々な説があるが、「承和二年十月二日」の年期を持つ『空海僧都伝』と「寛平七年三月十日」の年期を持つ『贈大僧正空海和尚伝記』は、九世紀中に成立したという共通の見解がある。また『二十五箇条遺告』も、「安和二年（九六九）」の奥書きを持つ写本が発見されているため、それ以前の成立の可能性がある。詳しく述べ前掲注(2)、守山聖貞『文化史上より見たる弘法大師傳』五来重編『高野山と真言密教の研究』、白井優子『空海伝説の形成と高野山入定伝説の形成と高野山納骨の発生』、武内孝善『弘法大師空海の研究』
- (6) 『続日本後紀』承和二年三月二十五日条
- (7) 祖風宣揚会編『弘法大師全集卷第十五附録』吉川弘文館、一九一一年、前掲注(2) 上山春平
- (8) 駒井匠「宇多上皇の出家に関する政治史的考察」『仏教史学研究』五十五号、二〇一二年
- (9) 駒井匠「平安時代の天皇・政治と仏教—九世紀を中心に」『歴史地理教育』八九三号、二〇一九年
- (10) 永村眞「中世醍醐寺と三論宗」(大隅和雄編『仏法の文化史』吉川弘文館、二〇〇三年)
- (11) 『国史大辞典』「貞崇」の項
- (12) 前掲注(10)
- (13) 所功『古代史料叢書第三輯 三代御記逸文集成』所収「醍醐天皇御記」一九七四年)
- (14) 『大日本史料』第一編之八、延長八年六月二十九日条
- (15) 前掲注(14) 延長八年六月二十六日条
- (16) 西尾光一、小林保治校注『新潮日本古典集成 古今著聞集上』新潮社、二〇一九年
- (17) 『大正新脩大藏經』第五卷般若部一 No.0220
- (18) 内田敦士「季御読經の成立と防災方針の変化」『待兼山論叢 史学篇』第五十号、二〇一六年)
- (19) 前掲注(17) No.0235
- (20) 田村圓澄『古代国家と仏教經典』吉川弘文館、二〇〇二年
- (21) 吉田一彦「奈良・平安時代前期の病と仏教—鬼神と般若の思想史—」『唐代史研究』十九号、二〇一六年)
- (22) 『貞信公記』延長八年十月十日条の醍醐天皇の葬儀では、凡僧十八人の中に名前がみえ、葬儀に参加していることがわかる。
- (23) 『国史大系』第八巻所収
- (24) 堀裕「護持僧と天皇」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣、一九九四年)
- (25) 吉田一彦「御斎会の研究」(『日本古代社会と仏教』吉川弘文館、一九九五年)
- (26) 『扶桑略記』天慶六年七月五日条
- (27) 真壁俊信「菅原文時伝」(『国学院大学日本文化研究所紀要』第三十三輯、一九七四年)
- (28) 『大日本史料』第一編之十八、天元四年九月八日条
- 延長六年正月六日条

(29) 前掲注(7)

(30) 『神道大系』古典編六

(31) 『類聚符宣抄』第七所收、貞元二年五月十日付の官符

(32) 『護持僧次第』『僧綱補任』『東寺長者補任』等には、隠棲した寺院は記されていない。

(33)

佐伯有清『人物叢書 聖宝』吉川弘文館、一九九一年、『京都・醍醐寺真言密教の宇宙』日本経済新聞社、二〇一八年

(34) 前掲注(33) 佐伯有清

(35) 前掲注(33) 佐伯有清

(36) 『真福寺善本叢刊 第十巻 東大寺本末相論史料 古文書集』臨川書店、二〇〇八年

(37) 『新訂増補国史大系』第二十五巻「類聚三代格卷二 年分度者事」吉川弘文館、一九三六年

(38) 平安時代における孔雀明王の信仰と造形については、増記隆介「孔雀明王像」『日本の美術』五〇八、至文堂、二〇〇八年)

(39) 『大正新脩大藏經』第十八巻密教部一 No.0878

(40) 前掲注(37)

(41) 『大正新脩大藏經』第十九巻密教部二 No.0967

(42) 『日本後紀』弘仁十四年(八二三)十二月廿四條に「發卯。請大僧都長惠、少僧都勤操、大法師空海等於清涼殿、行大通方廣之法」。終夜而畢也」とあり、二人に面識があつたことがわかる。なお、勤操が

天長四年(八二七)五月七日に大僧都で卒した翌日には、空海が少僧都

から大僧都に補任されている。

(43) 佐野賢治『虚空藏菩薩信仰の研究－日本の仏教受容と仏教民俗学－』吉川弘文館、一九九六年

(44) 小峰啓吾「虚空藏菩薩の功德について－『求聞持法』を中心として－」『智山学報』第五十九輯、二〇一〇年)

(45) 前掲注(43)

(46) 菊田香融『平安佛教の研究』法藏館、一九八一年

(47) 前掲注(33) 佐伯有清

(48) 岩城隆利『元興寺の歴史』吉川弘文館、一九九九年

(49) 『日本大藏經』第六卷所収

(50) 日本大藏經編纂会『日本大藏經解題 上巻』蔵經書院、一九二一年

(51) 『続日本後紀』承和十二年三月五日条

(52) 『文德実錄』齊衡二年一月七日条

(53) 『三代実錄』貞觀二年十一月十六日条

(54) 『三代実錄』天安二年九月廿三日条

(55) 古坂紘一『金光明最勝王經玄枢』「顕空性品」の科段をめぐって』『南北都仏教』第八十四號、二〇〇四年)

(56) 平井俊榮『南都三論宗史の研究序説』(速水侑編『奈良仏教の展開』雄

(57) 前掲注(36)

(58) 首藤善樹『金峯山寺史』国書刊行会、二〇〇四年

(表1) 藩史料の真偽に関する記述

年月日	天皇	御内親王御記	御内親王御記	実務王記（重刊稿正元）	眞作公記	日本記後編二	本朝世紀
昌黎二年（九九九）正月五日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王記	御内親王記	御内親王記	御内親王記
昌黎二年（九九九）正月五日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王記	御内親王記	御内親王記	御内親王記
延長二年（一二〇一）十一月廿一日	龍	御内親王御記	御内親王御記	御内親王記	御内親王記	御内親王記	御内親王記
延長五年（一二〇四）正月二七日	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
延長六年（一二〇五）正月六日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
延長八年（一二〇七）六月廿九日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
延長九年九月廿二日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
延長八年十月十日庚子		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
延長八年十一月十五日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
承平元年（九三一）四月廿六日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
承平元年九月十四日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
承平二年（九三二）二月十四日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
承平二年九月十三日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
承平二年十月廿四日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
承平二年九月廿四日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
天慶元年（九三八）六月廿二日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
天慶元年八月廿七日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
天慶二年（九三九）一月十四日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
天慶六年（九四三）癸卯七月五日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記
天慶七年（九四四）六月廿三日		御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記	御内親王御記

上 友莉子（子） 真と空出海の虚空藏求聞持法修学説